

ながはまし 農業委員会だより

平成31年3月31日発行 NO. 25

＜記事の内容＞

- 農政懇談会を開催しました
- 先進地研修を行いました
- 農業委員会の活動について
- 遊休農地の発生防止に努めましょう
- 「人・農地プラン」について
- 農業を仕事にしてみませんか？
- 農業者年金に加入しませんか？
- 長浜市農地賃借料情報

編集・発行 長浜市農業委員会 長浜市八幡東町632番地（長浜市役所2階）

TEL 0749（65）6549 FAX 0749（65）1602

E-mail noui@city.nagahama.lg.jp

ホームページ <https://www.city.nagahama.lg.jp/>

農政懇談会を開催 しました

長浜市農業委員会は12月17日に、市長・農政課・森林整備課・小谷城スマートインターチェンジ周辺新産業拠点整備室と「農政懇談会」を開催しました。この農政懇談会は、11月14日に提出しました「長浜市農業施策に関する意見書」に対して市から回答いただき、意見交換を行ったものです。

市当局からの回答の一部を掲載します。

*回答書（全文）については、農業委員会HPに掲載しております。



1. 担い手の確保と農業振興政策

○最近の異常気象、特に今年は台風の影響により、本市でも大きな被害があった。特にビニールハウスは、骨組が曲がってしまうと撤去せざるを得ず、撤去・建替え費用が大きな負担となっているため、これら災害被害に対する支援策を新たに講じること。

（市回答）

○台風21号により、ビニールパイプハウスをはじめとする多くの農業用施設に甚大な被害を受けたことから、県下でもいち早く市の単独事業として、被災農業者向け園芸施設用ビニールパイプハウス再建等補助金を創設し、他の市町に比べましても、手厚い支援をしているところ。加えて本制度の創設により、国の被災支援制度を容易に活用できることとなっております。今後本市が目指す6次産業化の取り組みなどを通じて、農家の方々の所得の安定と向上を図れるよう、引き続き支援していきたくと考えております。

2. 鳥獣被害防止対策

○防護柵の未設置地域については、市内全域で設置が完了するよう、市・県・JA等関係機関が連携して、対策を講じること。

（市回答）

○これまで、未設置地域での出前講座や集落環境点検には、農業委員、県職員、JA職員が連携し実施してきたところ。課題は、高齢化など担い手不足も要因であるため、ボランティア派遣などの制度活用も検討してまいります。今後も、対策の進んでいない自治会に対しては、関係機関と連携を図るとともに、県獣害対策アドバイザーの協力も得ながら、集落ぐるみの取り組みを推進してまいります。

3. 特産品振興策

○ブランド品のひとつとなる要素を持つ、環境こだわり米に対する交付金が一部廃止されたが、琵琶湖を守るために農業者が、独自に創意工夫してきた経過を踏まえ、複数取組を復活させるなど、継続して支援を行うこと。

（市回答）

○環境保全型農業直接支払交付金の複数取組については、平成29年度をもって廃止されています。環境保全型農業は、琵琶湖を守るため農業者が創意工夫されてきた取り組みであり、複数の取組も含め、効果的な取り組みについては、農業分野の施策としてだけでなく、環境や琵琶湖を守る施策の一つとして、県に要望していきたいと考えています。

4. 遊休農地対策と農地の管理

○遊休農地の拡大を防ぐため、当委員会を含めた関係機関との連携の強化に努めること。また、文書による管理指導など、遊休農地所有者への指導を強化する取り組みを行うこと。

（市回答）

○貴委員会をはじめ関係機関と連携し、国等の制度を活用し取り組みを進めてまいりました。また、平成26年度から市独自に「持続できる遊休農地活用支援事業補助金」を設け、国県の制度と併せて支援すること。5年間で993haの遊休農地の解消が図れたところで、農業委員会におかれましては、今年から農業委員さんの他に農地利用最適化推進委員さんが任命されており、更なる連携により、遊休農地の解消と拡大防止に努めてまいります。なお、文書指導などにつきましては、従来どおり農業委員会が主体となつて実施していただきますようお願いいたします。

5. 地元農産物のPR

○子どもたちに、地元で生産された、安全・安心な野菜を食べてもらうため、学校給食では、地場産野菜を優先して使用されるような仕組みづくりを行うこと。

（市回答）

○主食の米は長浜市産「シヒカリ」の二等米を使用されています。主要な野菜については、今年度から給食センターが市内2つに集約され、発注時の数量が多くなったことから、1回あたりの発注数量を少なくし、少しでも多くの業者が入札に参加していただけるよう工夫されています。今後は、生産者におきまして、農産物の地産地消に向け、農産物の数量確保と品質の向上を図っていただけという、委員の皆さまからも生産者の方に声をかけていただきますよう、お願いいたします。

先進地研修を行いました

(参加委員レポートより)

今回は、東海地方の静岡県にて研修を行いました。静岡県は、めったに雪の降らない温暖な地域で、特に冬季は日照時間が長く、その気候を利用して作られているお茶・みかん・わさびなどは、全国でも一二を争う産出額となっています。

初日は、浜松市にあります「株式会社森島農園」を訪れました。森島農園では水稲に加え、小松菜やほうれん草などの施設野菜、キャベツやじゃがいも、にんじんなどの露地野菜を、合計38名の社員・パートが作物の部門別に分かれて専門的に作業を行うことで、効率化を図られていました。

近年の米の販売価格の低迷などにより、収益が安定しない時期があったことから、小松菜の通年栽培



森島農園にて研修

を中心とした複合経営に転換されたところ、試行錯誤はありましたが、販売力を高めることができたそうです。また、自社生産米を使用

した加工品の製造・販売にも取り組むなど、六次産業化にも力を入れておられ「2つの農作物に頼った経営では、異常気象や台風等により大きな被害があった時に大変。複合経営を始めたことで販路の拡大ができ、収益の安定を図ることができた」と話されていました。

二日目は、島田市農業委員会で開催された耕作放棄地対策を中心に研修を受けました。

島田市は、静岡県内でも有数のお茶の生産地ですが、農業者の高齢化とともに離農が進み、耕作放棄地の増加が課題となっていました。

この問題を解決するため、島田市では耕作放棄地対策協議会を設置し、市内全域を13地区に分けて綿密な農地の利用状況調査を実施され、この調査結果を基に、様々な方法で耕作放棄地の解消に取り組んでおられました。

耕作放棄地の再生利用の推進のため、市内の農業法人に貸し付けて集積を図られたり、市民農園とす



島田市役所にて研修

ることで、放棄地の解消と農業に触れる場を提供、また、放棄地の一部を里山ウォーキングコースとして再生整備し、地域活性化にも繋げるなど、本市の耕作放棄地解消の参考となるお話を伺うことができました。

本研修を通じて改めて学ぶことができた、単一作物に頼らない複合経営の大切さや、耕作放棄地解消のための様々な手法を、これからの本市の農業振興に役立てていきたいと思っています。

平成三〇年度

農業委員会の主な活動

平成三〇年

五月 農林業振興施策説明会

七月 新農業委員任命式及び初総会

農地利用最適化推進委員委嘱式

九月 鳥獣害対策特別委員会

十月 農地パトロールの実施（市内全域）

十月 集落営農組織との意見交換会

十一月 農業施策に関する意見見聞

十二月 先進地研修（静岡県浜松市・島田市）

市部局との農政懇談会

平成三一年

三月 長浜市未来農業経営塾開催

・総会開催数

一一回

・各種部会・委員会開催数

三三回

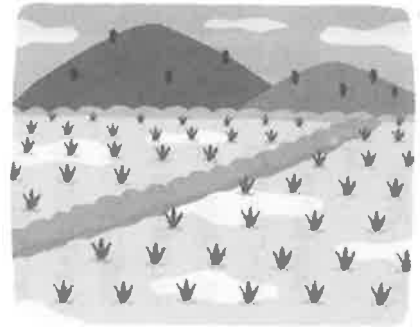
遊休農地の発生防止に努めましょう

農地の遊休化は、雑草、雑木の繁茂や病虫害の発生など、周辺で耕作をされている農業者の方に迷惑をかけるだけでなく、地域の担い手の方が農地の集約を進める際に妨げとなる場合があります。

また、農地として利用することで、農産物の生産供給のほか、洪水防止などの多面的機能を発揮できることに加え、美しい農の風景を後世に残していくことにもなります。

かけがえのない優良農地を保全し、地域農業の活性化を図るには、遊休農地の発生を防止・解消し、担い手に利用集積を促進することが重要です。

そのために、遊休農地の発生防止、解消は所有者の責任だけに終わることなく集落ぐるみで考えていただきたい問題です。



長浜市農業委員会では、遊休農地の発生防止と解消に向けて、農地利用最適化委員会を設置し活動を行っています。

本年度は、10月に、農業委員・農地利用最適化推進委員・行政による長浜市内の農地パトロールを実施し、遊休農地を中心に農地がどのように利用されているか確認、その結果に基づき所有者に対し利用意向調査を実施しました。



周辺にも悪影響を与えてしまいます

農地パトロールの結果
遊休農地面積
(平成31年3月現在)

遊休農地 44.5ha

遊休農地は放っておくと法的措置がとられます。

農地として利用が可能なのに遊休農地のまま放っておくと、法的措置により、その農地の固定資産税が約1.8倍に増えたり、他の農家に利用権を設定されたりすることがあります。

後継者がいない、将来が不安な方へ

「田んぼを作ってもらっていたが、もう作れないということで返ってきてしまった」、「今まで農業をしてきたが、高齢なうえ後継者もいないし誰かに作ってもらいたい」、こういった方のため、作り手のいなくなった農地を借り受け、地域の担い手に貸し付けを行う、農地中間管理機構という団体があります。農地中間管理事業を利用した、農地の遊休化防止と、担い手への農地の集積・集約による効率的な利用を考えてみませんか。

お問い合わせ先:滋賀県農地中間管理機構(公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金)

TEL:077-523-4143 FAX:077-524-0245 e-mail shiganou@sepia.ocn.ne.jp

湖北地域のお問い合わせ先 滋賀県湖北合同庁舎4F TEL:0749-62-8998

人と農地の問題を解決するため 「人・農地プラン」を作成しましょう

本市においても、農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などが地域農業の大きな問題となっています。この問題を解決するため、地域の皆さんで話し合い、今後の方向性を計画した未来の設計図が「人・農地プラン」です。

5年後、10年後の地域の農業をどのように守っていくのかを考えるため、地域の担い手やリーダーが中心となり、関係機関とともに基本的な方針について協議を行いながら、アンケートを行うなどして地域農業の将来・方向性を確認します。

このアンケートの結果等を基に、地域の中心的農業者や農地集積について、集落の将来を皆さんで話し合いながら、地域の「人・農地プラン」を作成していきます。

最初から完璧なプランを作る必要はありません。いつでも見直しができますので、積極的にプラン作成に取り組みましょう！



「人・農地プラン」を作成すると、地域集積協力金・経営転換協力金・経営体育成支援事業などの、様々な支援を受けることができます。詳しくは、農地中間管理機構・市農政課・農業委員会へお問い合わせください。

農業を仕事にしてみませんか？



「自然と共に生きる」「食の安全・安心に貢献」「地域のために働く」など、農業には他の産業にはない魅力がたくさんあります。

ところが、全く農業の経験の無い方が、新たに始めるにはハードルが高かったのも事実。しかし、年々農家が減少している現在では、農業を始めようという方に対し国や県・市から様々な形で支援が行われています。

これら支援についての詳しい内容は、下記の新規就農相談センター窓口まで。
長浜で農業、始めてみませんか？

滋賀県新規就農相談センター窓口

- 滋賀県農業会議
- 滋賀県農林漁業担い手育成基金

TEL 077-523-2439

TEL 077-523-5505

地域の農業を支える農家の皆さん 農業者年金に加入しませんか？



担い手 積立年金
[愛称]

農業者年金

農業者の方なら広く加入できます。

支払った保険料は全額社会保険料控除できます！

◆加入要件

年齢要件	20歳以上60歳未満
国民年金の要件	国民年金の第1号被保険者 (ただし、保険料納付免除者でないこと。)
農業上の要件	年間60日以上農業に従事する者

農業者の
後継者・配偶者も
加入できます。

認定農業者やその家族
の農業者には国庫補助
があります。



現行の農業者年金は積立方式ですので、旧の賦課方式（国民年金等、受給者に支払う年金額を現役世代の保険料で賄う方式）と異なり、加入者の支払った保険料は、将来自らの年金給付に使われます。また、農業者年金は原則65歳から終身（生涯）受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合は、80歳までに受け取れるはずだった農業者老齢年金額の死亡時の現在価値相当額を、ご遺族に死亡一時金としてお支払します。

◆農家の老後の家計費と国民年金との比較（夫婦2人）



※詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください

長浜市農地賃借料情報

この情報は、農地法第52条の規定に基づき、農地の賃貸借の際の目安として提供させていただくものです。
この情報は、実勢の集計値であるため拘束力はなく、賃借料は対象農地の状況（耕作の難易、土地の広さ、形状、水利条件等）に合わせ、当事者同士で十分協議して設定してください。

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数	H28～H30 累計平均額
長 浜	9,439 円 (10,185 円)	20,000 円 (12,000 円)	1,000 円 (3,000 円)	497 (454)	10,030 円
浅 井	9,662 円 (10,167 円)	15,000 円 (11,000 円)	2,459 円 (9,000 円)	100 (10)	9,827 円
び わ	9,671 円 (9,569 円)	15,000 円 (10,500 円)	2,000 円 (9,452 円)	80 (116)	9,974 円
虎 姫	10,080 円 (— 円)	11,001 円 (— 円)	2,262 円 (— 円)	27 (8)	9,895 円
湖 北	11,659 円 (11,311 円)	20,000 円 (13,000 円)	3,000 円 (10,500 円)	104 (37)	11,401 円
高 月	9,473 円 (10,377 円)	15,000 円 (15,000 円)	3,000 円 (3,000 円)	85 (346)	10,183 円
木之本	9,602 円 (14,205 円)	10,000 円 (15,000 円)	3,000 円 (3,000 円)	88 (184)	9,465 円
余 呉	4,800 円 (— 円)	6,000 円 (— 円)	3,000 円 (— 円)	30 (6)	4,614 円
西浅井	— 円 (— 円)	— 円 (— 円)	— 円 (— 円)	1 (1)	6,062 円
市全域	9,604 円 (10,912 円)	20,000 円 (15,000 円)	1,000 円 (3,000 円)	1,012 (1,162)	9,050 円

①サンプルとしたデータは、平成30年中に農地法又は農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借り(利用権設定)により賃借料を設定された事例を収集したものです。
※使用貸借(賃料なし)のデータは除いています。
※表中各欄下段の括弧内は昨年の数字が入っています。

②データ数とは、集計に用いた筆数です。

③データ数が基準に達していない(10件未満)地区のデータは記載していません。

農地法や農業経営基盤強化促進法に基づいて設定した農地の利用権などを解約する際は、届出が必要です。